

【 決算委員会 】

(1) 審議概観

〔平成10年度決算外2件の審査〕

平成10年度決算及び国有財産関係2件は、第147回国会の召集日である平成12年1月20日に提出された。このうち、10年度決算については、12年5月29日の本会議において、大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。また、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された（10年度決算外2件の概要については『審議概要（第147回国会）』76ページ及び324ページ参照）。

委員会においては、12年5月29日、大蔵大臣から平成10年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成10年度決算検査報告及び平成10年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した後、第150回国会までに、全般的質疑2回、省庁別審査4回を行った。

第150回国会閉会後は、省庁別審査2回を行い、そして、第151回国会には、省庁別審査2回を行った後、締めくくりの総括的質疑に入り、第1回は各省大臣に対して、第2回は内閣総理大臣及び各省大臣に対して、それぞれ質疑を行った。

第150回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①決算審査の重要性、②財政再建、③内閣官房及び外務省報償費、④今後のODAの在り方、⑤中小企業金融安定化特別保証制度、⑥特殊法人改革、⑦経済財政諮問会議による基本方針、⑧特定財源の一般財源化、⑨国と地方の財源配分の在り方等である。

なお、13年6月18日の委員会において、締めくくりの総括的質疑（第1回）に先立ち、財務大臣から平成8・9年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置の内容の説明を聴取した外、内閣総理大臣から参議院議長に対して、文書による報告が行われた。

平成8・9年度決算に関する警告決議に対して内閣の講じた措置を、警告決議と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	警告決議に対し内閣の講じた措置
<p>(1) 国の一般会計において、平成9年度に1兆6,174億円と、戦後4回目の決算上の不足が生ずることとなったことは、誠に遺憾である。</p> <p>政府は、近年、税収決算額が予算で見込んだ額を下回る事態が生じていることを厳しく認識し、適切な税収見積りの確立に更に努力するとともに、国の財政が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、政府会計について貸借対照表の作成を検討するなど国民に対する財政情報の開示に一層努めるべきで</p>	<p>(1) 毎年度の税収見積りについては、その時点で判明している課税実績や政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、個別税目ごとに最大限の努力を傾注しているところである。</p> <p>適切な税収見積りに資するため、例えば、法人税について、主要な大法人に対する聴き取り調査の更なる充実、企業収益全体の見通しに関する資料の収集、民間調査機関からのヒアリングの実施など鋭意工夫を重ねてきているところである。</p>

<p>ある。</p>	<p>今後とも、様々な視点から創意工夫を加えていくほか、有効な資料の収集に努め、適切な収見積りを行うべく、より一層努力してまいり所存である。</p> <p>国の財政情報については、昨年10月に国の一般会計及び特別会計を対象とし、企業会計の手法を考慮した「国の貸借対照表（試案）」を公表するなど、その適切な開示に努めてきたところである。</p>
<p>(2) 神奈川県警察を始めとする各地の都道府県警察において不祥事案が相次いで発生し、しかも、一部事案についてその処理や対応に適正を欠き、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、都道府県警察における業務管理や警察職員の職業倫理教養等について指導を徹底し、この種事案の再発防止に努めるなど、警察に対する国民の早急な信頼回復に万全を期すべきである。</p>	<p>(2) 警察の不祥事案の再発防止策については、平成12年8月に取りまとめた「警察改革要綱」に基づき、警察における監察体制の整備、警察法の改正等による公安委員会の管理機能の強化、警察職員に対する教育の充実、懲戒事案の発表基準の策定等による透明性の確保等の施策を推進し、警察に対する国民の信頼の回復に努めているところである。</p> <p>今後とも、新たな治安情勢に対応した警察改革に積極的に取り組んでまいり所存である。</p>
<p>(3) 防衛装備品の調達において、契約企業により過大請求が行われ、しかも、その処理に際し、防衛庁幹部職員が不正に国への返還額を減額したことにより背任容疑等で逮捕・起訴され、また、組織的に証拠隠しを行っていたと受け取られてもやむを得ない事例があったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、職員の倫理意識の向上を図るとともに、防衛庁と契約企業との関係の適正化、原価計算に関する審査能力の向上、過払い事案処理に関する処理手続の明確化などの諸施策を着実に実施し、防衛装備品に関する調達業務の透明性・公正性の確保に努めるべきである。</p>	<p>(3) 防衛装備品に関する調達業務の透明性・公正性の確保については、平成11年4月に取りまとめた「調達改革の具体的措置」に基づき、競争原理の強化、原価計算に係る運用基準の明確化、企業側提出資料の信頼性確保、過払事案処理に関する統一かつ明確な基準の策定等の調達制度改革、職員教育の充実、調達実施本部の解体による原価計算部門と契約部門の組織的分離、防衛調達審議会の新設等の調達機構改革等及び自衛隊員の再就職手当の改正等、調達改革の推進に努めているところである。</p> <p>今後とも、調達改革を推進し、調達業務の一層の透明性・公正性の向上を図ってまいり所存である。</p>

(4) 本年9月、茨城県東海村の民間核燃料物質加工施設において、正規の手順と著しく異なる操業が行われた結果、我が国における初めての臨界事故が発生し、多数の被ばく者が生じたことは、極めて遺憾である。

政府は、かかる事故が周辺住民を始めとする国民の原子力の安全対策に対する信頼を大きく損ねたことを厳しく受け止め、事故原因の徹底究明と被害者の救済に全力を尽くすとともに、核燃料施設の安全規制強化等の抜本的な再発防止策の策定と原子力防災対策の強化に努めるべきである。

(4) 核燃料物質加工施設の事故の原因究明については、原子力安全委員会に設置されたウラン加工工場臨界事故調査委員会において検討を行い、臨界事故の原因を明らかにするとともに、再発防止のための提言を示した最終報告を取りまとめたところである。

さらに、核燃料物質加工施設の事故の再発防止と原子力防災対策の強化については、施設の運転管理段階における安全規制の強化を図るため、加工事業者に対する施設定期検査の受検等の追加、保安規定の遵守状況に係る検査（保安検査）制度の創設、加工事業者による保安教育の義務の明確化、従業員による申告制度の創設、原子力保安検査官の設置等を内容とした、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正が行われたところである。

また、原子力防災対策の抜本的強化を図るため、原子力災害対策特別措置法が制定され、原子力事業者に対して原子力防災資機材を整備すること、異常事象が発生した際の国等への通報を義務付けること、さらに国においては、緊急時に国、自治体、事業者等が情報の共有や連携した防災対策を行う施設（オフサイトセンター）の整備を推進すること、原子力事業所所在地域に原子力防災専門官を配置することなど、緊急事態に備え準備を進めているところである。

他方、核燃料物質加工施設の事故の被害者救済については、臨界事故に係る損害の賠償責任を早期に全うするよう事業者に対し指導するとともに、原子力損害賠償紛争審査会を設置し、損害の賠償に関し、万が一紛争が生じた場合にも対応できる体制を整えている

	<p>ところである。</p> <p>なお、周辺住民等の健康不安に適切に対応するため、関係地方自治体と連携・協力して、周辺住民に対して健康管理を行ってきているところである。</p> <p>今後とも、原子力行政に対する国民の信頼の早期回復を目指し、事故の再発防止等に努めてまいる所存である。</p>
<p>(5) 文部省の委嘱等事業について、平成8年度及び9年度の決算検査報告において、26府県教育委員会等が会計法令に違反した不正な経理を長期にわたり継続し、これにより捻出した資金を目的外の用途に使用するなど、適正を欠く経理を指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、各都道府県教育委員会等に対して事業予算の適正な執行を行うよう指導するとともに、実地調査を含め、経理の処理状況を的確に把握するための改善措置をとるなど、再発防止に向けて万全を期すべきである。</p>	<p>(5) 各都道府県教育委員会等に対する事業予算の適正な執行については、委嘱等事業予算の不正経理の再発を防止するため、各都道府県教育委員会等に対し、予算の適正な執行について会議、文書を通じて指導を行うとともに、平成11年度より適宜、事業の実施状況及び経理処理状況の実地調査を行い、さらに、各都道府県教育委員会等から提出される報告書類について、経理の処理状況の内容がよりの確に把握できるよう、様式の変更を行ったところである。</p> <p>また、指摘を受けた26府県教育委員会等については、厳重に注意するとともに、目的外の用途に使用した金額について、返還の措置を講じ、既に返還させているところである。</p> <p>今後とも、このような事態が生じることのないよう、各都道府県教育委員会等に対し、十分指導を行うなどして、予算の適正な執行に努めてまいる所存である。</p>
<p>(6) 山陽新幹線において、本年6月にトンネルの内壁が剥落し、その後再発防止策を講じたにもかかわらず、10月に再度トンネル内において、コンクリートが落下する事故が発生したことは、遺憾である。</p> <p>政府は、事故の原因を究明するとともに、鉄道事業者に対し、構造物の点検方法等の見直しを含め安全確保策を</p>	<p>(6) 山陽新幹線のトンネルコンクリート剥落事故については、事故直後、全鉄道事業者に対しトンネルの安全点検を指示し、特にJR西日本に対しては、山陽新幹線トンネルの従来にない徹底した安全総点検を指示し、安全の確保に努めたところである。</p> <p>また、トンネル安全問題検討会を開催し、事故原因の究明と、点検方法、補</p>

講じるよう指導を徹底するなど、鉄道の安全輸送に対する国民の信頼回復に努めるべきである。

修方法等を含めた鉄道トンネルの保守・管理のあり方を取りまとめるとともに、全鉄道事業者に対し、これに基づき鉄道トンネルの保守・管理を実施すること等の指示を行ったところである。今後とも、鉄道トンネルの安全確保が図られるよう、適切な指導を行ってまいらる所存である。

また、6月25日の委員会において、締めくくりの総括的質疑（第2回）を終局した後、委員長より平成10年度決算の議決案が示された。その内容は「1. 平成10年度決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。（以下3項目<略>）」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成10年度決算について是認することに反対、平成10年度国有財産関係2件については是認することに賛成、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、自由民主党・保守党及び公明党より、決算外2件については是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、日本共産党より、決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書については是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書については是認することに賛成、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、社会民主党・護憲連合より、決算外2件については是認することに反対、内閣に対する警告案については賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成10年度決算外2件はいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①内閣官房報償費の適正かつ厳正な執行の確保と報償費の在り方に対する抜本的見直しの検討、②日本体育・学校健康センター及び財団法人日本オリンピック委員会によるスポーツ振興補助事業に係る不当経理の再発防止、③財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団を始めとした公益法人に対する指導監督の徹底である（全文は本誌Ⅲの5【決算に対する議決】を参照されたい）。

〔予備費関係7件の審査〕

予備費関係7件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成10年6月から平成12年3月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

予備費案件については、平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外2件は第145回国会の平成9年3月26日に、平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外1件は同国会の同年5月28日に提出され、衆議院において継続審査となっていた。また、平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外3件は第147回国会の12年3月28日に、平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件は、同国会の同年5月23日に提出された。しかし、これら予備費関係12件は、衆議院解散（第147回国会：12

年6月2日)のため廃案となった。その後、10年度及び11年度それぞれの子備費案件を一本化した平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外6件が、第150回国会の12年9月26日に再提出された。

平成10年度一般会計予備費の予算額(補正後)は1,500億円であり、このうち、10年6月9日から11年3月19日までの間に使用を決定した金額は39億円である。10年度各特別会計予備費の予算額(補正後)は2兆2,453億円であり、このうち、10年10月13日から11年3月23日までの間に使用を決定した金額は36億円である。10年度特別会計予算総則第13条の規定に基づき、10年10月13日に経費の増額を決定した金額は374億円である。

平成11年度一般会計公共事業等予備費の予算額(補正後)は5,000億円であり、このうち、11年9月29日に使用を決定した金額は4,999億円である。11年度一般会計予備費の予算額(補正後)は2,000億円であり、このうち、11年4月6日から12年3月21日までの間に使用を決定した金額は106億円である。11年度各特別会計予備費の予算額は2兆2,281億円であり、このうち、11年5月18日から12年3月31日までの間に使用を決定した金額は13億円である。11年度特別会計予算総則第13条に基づき、11年5月18日から12年2月22日までの間に経費の増額を決定した金額は5,684億円である。

予備費使用等の主な項目は、次のとおりである。

平成10年度一般会計の予備費使用は、①災害廃棄物処理事業に必要な経費、②矯正収容費の不足を補うために必要な経費、③金融再生委員会設置法の施行に伴い必要な経費などである。

平成10年度特別会計の予備費使用は、①農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、②国営土地改良事業特別会計における国営かんがい排水事業の推進に必要な経費などである。

平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の進捗調整、連携調整及び推進に必要な経費の増額、②治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の進捗調整、連携調整及び推進に必要な経費の増額などである。

平成11年度一般会計公共事業等予備費の使用は、①道路整備特別会計へ繰入れに必要な経費、②治水特別会計へ繰入れに必要な経費、③新幹線鉄道整備事業に必要な経費などである。

平成11年度一般会計の予備費使用は、①主要国首脳会議の開催準備に必要な経費、②ダイオキシン類対策特別措置法の制定に伴い必要な経費などである。

平成11年度特別会計の予備費使用は、①国営土地改良事業特別会計における沖縄特別振興対策に係る国営かんがい排水事業の推進に必要な経費、②食糧管理特別会計業務勘定における返還金の調整勘定へ繰入れに必要な経費などである。

平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業、街路事業、日本道路公団出資及び優良道路整備資金貸付に必要な経費の増額、②道路整備特別会計における地域戦略プランに係る道路事業及び街路事業の推進に必要な経費の増額などである。

予備費関係7件は、衆議院において継続審査となっていたが、平成10年度一般会計使用総調書及び各省各庁所管使用調書外5件については、第151回国会の13年4月5日に衆議

院から送付され、また、平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書については、同国会の同年5月24日に衆議院から送付され、同年6月15日、併せて委員会に付託された。

委員会においては、13年6月18日、これら7件を一括して議題とし、まず、財務大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。その主な項目は、①主要国首脳会議に係る予備費使用、②公共事業等予備費使用の経済効果、③公共事業等予備費の予備費としての妥当性などである。

同月25日、質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会より、予備費関係7件に反対、自由民主党・保守党及び公明党より、予備費関係7件に賛成、日本共産党より、平成10年度一般会計予備費、平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額、平成11年度一般会計予備費、平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費総額及び平成11年度一般会計公共事業等予備費については反対、その他の予備費関係2件については賛成、社会民主党・護憲連合より、予備費関係7件に反対の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係7件は、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

(2) 委員会経過

○平成13年1月24日(水)(第150回国会閉会後第1回)

- 平成10年度決算外2件中、国会、会計検査院、大蔵省、金融再生委員会、金融監督庁、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行関係について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、金子会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成13年1月25日(木)(第150回国会閉会後第2回)

- 平成10年度決算外2件中、建設省、環境庁、国土庁及び住宅金融公庫関係について川口環境大臣、扇国土交通大臣、高橋国土交通副大臣、政府参考人及び参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君に対し質疑を行った。

○平成13年2月6日(火)(第1回)

- 理事を選任した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成13年4月2日(月)(第2回)

- 平成10年度決算外2件中、皇室費、内閣、総理府本府、外務省、防衛庁、沖縄開発庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について河野外務大臣、橋本国务大臣、斉藤防衛庁長官、福田内閣官房長官、荒木外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年6月4日(月)(第3回)

- 平成10年度決算外2件中、通商産業省、総務庁、経済企画庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫関係について平沼経済産業大臣、片山総務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、古屋経済産業副大臣、松田経済産業副大臣、遠藤総務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月18日(月)(第4回)

- 平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第150回国会提出)(衆議院送付)
- 平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)
- 平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)

(衆議院送付)

平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

以上7件について塩川財務大臣から説明を聴いた。

- 平成8年度決算及び平成9年度決算についての警告に対する政府の措置について塩川財務大臣から説明を聴いた。
- 平成10年度決算外2件及び予備費関係7件について中谷防衛庁長官、川口環境大臣、塩川財務大臣、武部農林水産大臣、遠山文部科学大臣、福田内閣官房長官、平沼経済産業大臣、石原国務大臣、扇国土交通大臣、坂口厚生労働大臣、松田経済産業副大臣、若林財務副大臣、植竹外務副大臣、山名総務大臣政務官、新藤総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

○平成13年6月25日(月)(第5回)

- 平成10年度決算外2件及び予備費関係7件について小泉内閣総理大臣、田中外務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、安倍内閣官房副長官、金子会計検査院長及び会計検査院当局に対し質疑を行い、

平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第150回国会提出)(衆議院送付)

以上7件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成10年度決算外2件について討論の後、

平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書を議決し、

平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

福田内閣官房長官、遠山文部科学大臣及び坂口厚生労働大臣から発言があった。

(平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民、自由

(平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、共産、無会

反対会派 民主、社民、自由

(平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民、自由

(平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、無会、自由

反対会派 民主、共産、社民

(平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、共産、無会、自由

反対会派 民主、社民

(平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自保、公明、無会、自由

反対会派 民主、共産、社民

(平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自保、公明、無会、自由

反対会派 民主、共産、社民

(平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民、自由

(警告決議)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由

反対会派 なし

(平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、無会

反対会派 共産、社民、自由

(平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会

反対会派 社民、自由

○平成13年6月27日(水)(第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他（3件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書	12. 1.20 (147回)	13. 1.31	13. 6.25 議決	13. 6.27 議決	13. 1.31 決算行監	継続審査	
○第147回国会 12. 5. 29大蔵大臣報告 継続 ○第148・149・150回国会 継続							
平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書	12. 1.20 (147回)	1.31	6.25 議決	6.27 議決	1.31 決算行監	継続審査	
○第147・148・149・150回国会 継続							
平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書	12. 1.20 (147回)	1.31	6.25 議決	6.27 議決	1.31 決算行監	継続審査	
○第147・148・149・150回国会 継続							

・予備費等承諾を求めるの件（7件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	13. 6.15	13. 6.25 承諾	13. 6.27 承諾	13. 1.31 決算行監	13. 4. 4 承諾	13. 4. 5 承諾
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾
平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾
平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	5.23 承諾	5.24 承諾
平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾
平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾
平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	12. 9.26 (150回)	6.15	6.25 承諾	6.27 承諾	1.31 決算行監	4. 4 承諾	4. 5 承諾